

第7次宮城県地域医療計画の策定について

1 計画策定の趣旨

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされている。

また、同法第30条の6第2項の規定により、都道府県は少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要と認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとされている。

現行の第6次宮城県地域医療計画は、平成25年4月に公示し、計画期間を5年間と定めたことから、今回、計画を変更するもの。

2 策定経過

- H29. 5. 30 宮城県医療審議会（地域医療計画の策定について報告）
- H29. 7. 4 宮城県議会保健福祉委員会（地域医療計画の策定について報告）
- H29. 7. 26 第1回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の構成案について外）
- H29. 8. 23 第2回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の素案について外）
- H29. 8. 31 第1回宮城県周産期医療協議会（地域医療計画（周産期医療）の素案について）**
- H29. 9. 29 第1回地域医療・介護調整会議（医療・介護協議の場）
- H29. 10. 25 第3回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の中間案について）
- H29. 11. 17～21 第2回地域医療・介護調整会議（医療・介護協議の場）※二次医療圏ごとに開催
- H29. 11. 28 宮城県医療審議会を開催, 諮問
- H29. 11. 29 パブリックコメントの実施（12月28日まで）、市町村・保険者協議会等からの意見聴取及び協議

3 今後のスケジュール（予定）

- H30. 1. 23 第2回宮城県周産期医療協議会開催**
- H30. 1 第4回地域医療計画策定懇話会開催（最終案について）
- H30. 2 宮城県医療審議会開催、宮城県医療審議会からの答申
- H30. 3 第7次宮城県地域医療計画の策定
- H30. 3 第7次宮城県地域医療計画の公示
- H30. 4～ 第7次宮城県地域医療計画の施行